

大和における国訴

——近世大和の農業構造との関連において——

奥田修三

一

封建社会崩壊期における農民闘争の一つの形態として、「国訴」が、津田秀夫氏によってとりあげられてより、畿内とくに、摂河における国訴の実証的な研究が数多くなされてきた。⁽¹⁾ いうまでもなく、国訴は藩領域をこえた広汎な地域の農民層の統一的反封建闘争であり、多くのばあい、封建領主または都市独占商業資本に反対して、在郷商人層がこの統一闘争を指導したものである。したがって、国訴は商品経済の一定の発展を前提とするものであり、その点から、畿内とくに化政以降に多くみられるものとされている。そういうところから、今日まで、国訴の研究は主として、綿作、綿織を中心として農民的商品生産がとりわけ発展してきた摂津、河内の諸例が対象にされてきた。

それで、この小文では、大和の例を紹介してみたい。大和は畿内の一国として、早くから綿作、菜種作を中心に農民的商品生産の展開をみたところであるが、たとえば、大和の綿作は、その発展の時期、その性格において、

摂河の綿作とは若干ことなり、同じ先進的商品生産地域といつても、一つの特長をもっている。⁽²⁾それで、この大和における国訴の状況をすこしく考えてみたいとおもう。

大和の国訴として、ここでとりあげるのはつぎの諸例である。

- (1)、宝永二年(一七〇五)以降の大和川劍先船運賃に関する国訴
- (2)、安永二年(一七二八)から同五年にいたる綿繰屋中買株設置反対の国訴
- (3)、安永十年(一七三六)の菜種・絞油に関する国訴
- (4)、文化三年(一八〇六)の「大和国惣百姓」の「乍恐奉願上口上書」

これらの四件については、限られた史料しかえていないので、国訴としての体裁内容を十分に検討することはできないが、(1)、(2)、(3)は、のちにのべるように明らかに国訴とみなしうる事件である。(4)はただ一枚の文書にすぎないので、その具体的内容や関連がわからないが、「大和国惣百姓」としての口上書であり、内容的には大和⁽³⁾全国にわたる問題が出ているので、一応ここでは国訴に関係するものとして考えてゆきたい。

国訴の分析においては、組織形態、闘争のプロセス、闘争結果などはもちろん、商品生産の度合い、商品流通の状況、村落構造、またそれらとの関連における指導層の問題など詳細な分析が必要である。しかしここでとりあげる右の四件については、史料も断片的であり、またそれぞれの時点における経済・村落構造をいまずぐ具体的に明らかにしえないので、ここでは、主として、近世大和の農業構造——農民的商品生産の展開の、きわめておおまかな展望のなかで、これらの国訴の要求内容を若干みてゆくとどまる。つまり、それぞれの時点で、右の四つの国訴がもつ意味あいを、大和の商業的農業の発展と関連して、考えてみたいとおもうわけである。

〔註〕

(1) 津田秀夫「封建社会崩壊期における農民闘争の一類型」、歴史学研究、一六八号。鷲見等隴「幕藩後期泉南機業地帯の農民闘争―国訴を中心として―」、ヒストリア、十四号(昭和三十一年三月)。酒井一「菜種に関する国訴について」、近世史研究、八号。朝尾直弘「文政六年千七ヶ村国訴にかんする覚書」、近世史研究、九号。小林茂「慶応二年『国訴』の覚書」、歴史評論、九三、九四号(昭和三十三年二、三月)その他。なお、安岡重明「日本封建経済政策史論」(昭和三十四年)とくに第四章・第五章は別の視点から国訴を論じておられる。

(2) 拙稿「近世大和の綿作について―畿内綿作におけるその地位―」、ヒストリア、十一号(昭和三〇年)。

(3) 「大和国惣百姓」という言葉が使われていても字義通り解してはいけなないとおもう。支配関係を異にする二村以上の場合には、この言葉がつかわれる例がある。しかしここでは、口上書の内容から本文のように解される。ついでに、ここに明治元年における大和の領有関係をしめしておこう(明治二〇年、奈良県統計書による)。

二

右にあげた四件のうち、(1)は肥料、(2)は綿、(3)は菜種に関する国訴である。

近世大和の商業的農業の展開をみてゆくにさいして、まず全大和の農業状況を知るために、明治初年の奈良県の農業統計をみてみよう。初年といっても、えられる資料は、つぎの明治一六〜二〇年(一八八三〜一八八七)のものである。⁽¹⁾

これは作付面積をしめす表であるが、これによると、明治一六〜二〇年においては、米・麦の圧倒的なことは

諸藩領	13
奈良奉行支配地(奈良町)	1
代官支配地	5
院宮家領	9
社領(春日社楽人頭等を 含む)	15
寺領	52
旗本采地	51
諸家預り所	1
計	147

明治16~20年種類別作付面積表

	明治16年	同 17年	同 19年	同 20年
	町反	町反	町反	町反
米	28,333.1	28,630.8	29,177.5	32,604.2
麦	14,024.0	12,752.2	15,753.8	15,002.0
粟	658.0	346.6	570.6	392.9
黍	152.2	155.8	145.2	214.4
稗	12.6	111.8	101.2	100.1
そ蜀	87.2	53.3	92.0	116.4
大	115.3	108.5	105.0	159.3
小	1,705.9	1,683.4	1,323.8	1,787.4
蚕	185.3	404.1	401.7	704.5
碗	703.4	878.4	1,871.9	2,311.5
甘	159.4	413.8	456.1	768.3
馬	949.4	893.0	631.4	1,022.9
れい	243.9	251.5	262.2	227.1
しよ			1,316.4	*237,574.3
茶			25.3	90.9
桑			1.5	10.9
苧			1.3	9.5
大	10.4	—	40.5	37.4
蘭	2,968.1	6,336.4	5,350.4	5,752.2
菜	27.1	38.8	35.3	106.9
葉	481.6	514.6	353.3	358.3
煙	10.7	70.7	177.0	106.2
甘	3,432.1	2,019.4	2,016.7	2,597.7
実				

(注) *この数字は誤りであろう。

が、それは明治十六年では約一割の作付率となる。菜種はもちろん田の裏作として作付される。そこで、この表から知られることは、大和において商業的特有農産物は、綿と菜種であることである。明治十六年と翌十七年とをくらべてみると菜種の作付は二倍以上ふえ、逆に綿は四割近くへっているように年によって大きなちがいがみられるが、明治一〇年代のこの状況は、基本的には明治初年——幕末の大和の作付状況をしめすものとみてよいだろう。次表は「明治七年府県物産表」によって、奈良県（大和十五郡）の農産物の産額及び価格をみたもので

いうまでもないが、そのほかでは、実綿、菜種、大豆が大きな作付面積をもち、明治一九、二〇年では、右のほかに蚕豆と茶の作付が顕著なものとしてあらわれている。明治十五年の統計では、大和（奈良県）の全耕地面積は四一八五二町歩、うち田三一九一八町歩、畑九九三四町歩となっている⁽²⁾。大和では実綿は田の表作としておこなわれている

明治7年奈良県物産表

		産 額	価 格
農 産 物	米	480,035.448 ^石	2884,926.867 ^円
	糯	7,341.959 ^石	49,874.048
	麦・小 麦	100,846.637	555,937.977
	雑 穀 類	83,055.844 ^石	202,785.882
	園 蔬 類	11,672,383.18 ^貫	430,328.631
	種 子 類	{ 61,340.81 ^石 35,970.58 ^石	165,980.326
	(うち菜種)	34,945.96	143,214.938
	果 実 類	{ 707.554 ^貫 12,219,528.61 ^貫	72,539.126
	菓 種 類		30,670.252
	綿類 実綿	453,281.5 ^斤	45,494.488
" 綿帛	2,586,383.85 ^貫	222,848.335	
一〇万円以上その他産物	縫 織 物 類		691,959.635
	薪 類		295,181.836
	製 茶 物		238,144.769
	釀 造 物		514,954.025
	履 物		148,506.12
	油		104,758.93
	金 銀 銅 鉄 材		114,925.288
木		109,074.007	
その他	共計		7,671,601.443

あるが、集計の方法がこ
となり、前表とは容易に
対比できないし、またこ
の表での実綿産額はきわ
めて少いものとなってい
るが、雑穀・園蔬、果実
類はむしろ自家用と考え
れば、明治初期において、
販売作物としてはやはり
菜種と実綿が主なるもの
となつてこよう。

明治初年——幕末にお

いて、右のように大和の農業においては、綿作と菜種作が商業的農業としてみられるが、それは大和にかぎらず、同時に畿内農業の特色とするところであった。しかし、菜種作では実証しえないが、綿作については、右の作付状況は余程衰退した時期の数字をしめすもので、綿作の近世大和の農業生産のうちに占める比重は近世後期より中期へと時代をさかのぼるにしたがって大きく、中期では、綿作付面積は水田の三〇〜四〇%におよんでいた。⁽⁴⁾ 菜種作については断片的であるが、文化三年(一八〇六)添上郡南今市村では裏作として田畑面積の四二%に作

付がおこなわれている史料がある。⁽⁵⁾のちにのべることであるが、安永二年（一七七三）大和絞油屋株成立一件のときの文書のなかに、人力水車油屋から「積り出覚書」として、つぎの計算書が出されている。⁽⁶⁾

一、菜種并胡麻凡数七万石

人力油屋凡二百軒

内

凡三十軒 当時休

凡百七十軒 三百日働キ絞リ草
一日ニ八斗ツツ之積リ

此種凡四万八百石

水車凡八十軒 二百日働絞リ草
右同断

此種凡一万二千石

凡七千五百石 奈良郡山油屋共見込

一、綿場凡田数一万町

此出来綿一千万斤

但実綿百斤ニ付綿実十四貫目之積

此綿実高凡百四十方^(万ノ誤カ)メ目

右水車七十二軒 百目分之絞リ草

（○印筆者）

この文書は油屋共の見積書であるから、必ずしも正確な数字ではなからうが、十八世紀末の安永ごろ大和において、「菜種并胡麻凡数七万石」ならびに「綿場凡田数一万町、此出来綿一千万斤」の産出をみていることがうか

かえる。前者のうち、菜種と胡麻の比率はわからないが、常識的にみて七万石はほとんど菜種ではなかったろうか。一反歩当り五斗の収穫とすれば、七万石では菜種作付は一四〇〇町歩となる。さきあげた明治十五年の田畑四二〇〇町歩にたいしても三〇%以上となり、綿の一万町歩は田の三分の一をしめし、十八世紀における大和の綿・菜種作の盛んなことを知ることができよう。そして、こうした商業的農業は十八世紀初期、さらにはかのぼって、江戸時代前期（一七世紀）にも相当ひろく展開していたと考えられる。⁽⁷⁾

そこで、大和においてこのように綿・菜種作、とくに綿作が早くから発展していたとすれば、肥料の問題がとくに重要な事柄としてあらわれざるをえない。干鰯、油粕その他の金肥が早くから使用されていたことは、つぎの二、三の村々の明細帳の記載によっても充分しられるところである。

○元禄七年（一六九四）平群郡五百井村⁽⁸⁾

一、田畑こやし 木綿ニ油かすいはし三十匁が四十日迄

稲田ニ右同断二十日位

麦ニ同断二十日が三十日迄

○元禄十五年（一七〇二）平群郡東安堵村⁽⁹⁾

一、田畑こやし義于鰯菜種粕多ク用意耕作仕候

○享保九年（一七二四）広瀬郡川合村⁽¹⁰⁾

一、田畑肥之義胡マ槽種槽油取干鰯綿実槽等仕候且又百姓手前ニ而□□肥ハ落シ肥くまし土等仕候

山地が少く刈敷その他自給肥料のえがたい大和の平坦部農村では、商業的農業の発展にともない右のように、金肥の使用が早くからおこなわれているが、⁽¹¹⁾これらは例えば「当村より市場町場と申者郡山ニ而諸事調物等仕候、

或ハ肥シ等者大坂ニ而も調申候」（宝曆三年）といわれ、あるいは、「和州耕作肥大坂表買調大和川劍先船ヲ以運送仕候」（享保十一年）とのべられて⁽¹²⁾いるように、⁽¹³⁾大阪より大和川の舟運をもって輸入されたものである。ここに⁽¹³⁾つぎにのべる劍先船の国訴が発生する。

〔註〕

- (1) 「奈良県統計書—明治二〇年」
- (2) 明治十五年「大阪府統計書」
- (3) 明治文献資料刊行会編「明治前期産業発達史資料」第一集所収
- (4) 前掲、拙稿。
- (5) 天理図書館蔵「保井文書」
- (6) 「大和古瀬村近世文書」一七七—一七九頁。
- (7) 前掲、拙稿。
- (8) 元禄七年（和州平群郡五百井村新検差出帳）（大方氏所蔵文書）
- (9) 元禄十五年「和州平群郡東安堵村明委細帳」（保井文書）
- (10) 享保九年辰九月「和州広瀬郡川合村諸色明細帳」（保井文書）
- (11) 寛保四年平群郡東安堵村の明細帳によれば、田畑肥し干鰯、油粕を一反につき稲作は銀四、五十匁より、七、八十匁位、田方木綿作は百匁より百二、三十匁、畑木綿作は六十匁位、麦作は五十匁より六十匁位仕込むとのべている。（保井文書）
- (12) 宝曆三年、「大和国平群郡有里村村鑑明細帳」（保井文書）
- (13) 享保十一年、和州私領方百姓共よりの願上書（保井文書）。

大和川は大和平野の諸川の水をあつめて西に流れ、亀瀬の峡谷を横切つて河内平野より大阪に出る。近世においては大和と大阪を結ぶこの大和川の水運は極めて重要であつた。ここには亀瀬を境にして大阪側には劍先船、大和側には魚梁船^{やなが}と称する船が運行して、大和と大阪河内の間の上下諸荷物を運んでいた。

魚梁船の開設は、慶長十五年（一六一〇）片桐且元の領米を大阪に運ぶ必要から和州平群郡立野村安村喜右衛門によつておこなわれ、以後江戸時代には魚梁船支配権が立野村惣百姓に、またふたたび安村家の支配に帰すなどの変遷をみたが、中期以降約七〇艘の船によつて舟運がおこなわれたとされている。⁽¹⁾大阪側の劍先船には、古船、新船、在劍先、井路川舟などがあり、古劍先船は正保三年（一六四六）に許可され、大阪に一五〇艘、河内の国分村、石川村などに六一艘計二一一艘があつた。そして、享保年間には、惣船数四八九艘をかぞえたとき⁽²⁾に、この劍先船、魚梁船の積荷物は、「和州田畑之肥し仕候油粕干鰯其外諸色之荷物大坂ニ而買調運送之儀大和河内之国境亀瀬と申所迄劍先船ニ積登せ亀瀬上ハ立野村魚梁船ニ而勝手々々之川筋江積登申候御事」とあり、また「大阪市史」に「荷物之儀者干鰯、油粕、諸荷物積申候」とあることによつて、知られるように、干鰯、油粕が主要な上り荷物であつた。⁽³⁾要するに、大和川の舟運によつて大和への肥料の輸送がおこなわれた。したがつて、大和の農民にとつて、この運賃の増大は、直接肥料価格に影響し、農業生産に関係する。それですでに早く宝永二年（一七〇五）この運賃をめぐる、大和の農民と「大和川船問屋」との間に争いがおこつている。これが大和の国訴として最初にみられるものであるが、この問題は以後享保さらに天明年間まで、しばしば断続⁽⁶⁾

しておこなわれている。

そこですまず宝永二年の訴状の内容を紹介すれば、「河州大和川筋剣先船番積船賃出入」として、「相手御当地大和川船問屋十四人」にたいし、「和州御料私領之百姓」が訴訟人となつて、大阪奉行所に、つぎの事情をのべている。⁽⁷⁾

一、劍先船大坂より河州古市并駒谷迄差船仕りのぼり船賃肥荷物壹駄ニ付七分五厘くだり荷物諸色壹駄ニ六分と定御当地船問屋十四人荷聞之手代を出し毎日大和問屋を廻り荷物請取劍先船三百十一艘昼夜とも無断絶上下往来仕候ニ付和州肥荷物少も遅滞不仕候御事

一、今度新川船路勝手能御座候ニ付和州肥荷物等手廻り早々罷出可申と國中惣百姓難有奉存候所ニ御当地船問屋十四人一党いたし先例聞積ニ仕候荷物をかたく停止ニ申合只今新法寄ニ合之上会所をたて番船を定のぼり船賃二匁六分くだり一匁六分と極荷主をし会所江引付此荷物御積給候へと佗させ其上はづかの荷物を聞入不申段々突延し我儘ニ被致候故無是非馬ニ而岡付ニ取申難儀仕候御事

一、耕作之仕付之時分ハ其季節ニ至候者一刻之間茂遅滞難成御座候処右之通不勝手ニ罷成置旬等違ひ立毛不熟可仕義御当地船問屋十四人として和州一国之百姓を痛被申候段なき被致様と奉存候古川之節者のほり河州古市迄七八日小水ニ者十日余も隙入申候得とも右七分五厘ニ而差船仕候新川御晋請以後二三日之内ニ着岸仕り船賃やすく罷成候半奉存候処剋船賃ニ俄大分取上ケ國中百姓之いたみハ高一石ニ六七歩通り之損毎年御座候故不作同事之痛ニ罷成永々迷惑千万ニ奉存候御事

要旨は、今まで大阪よりの上り肥荷物は一駄につき七分五厘、下り諸荷物は一駄六分の定めで、三十一艘の劍先船が大和川を往来し、それによつて、和州耕作肥料が遅滞なくまかなわれていた。ところが和和川換（宝永元

年一七〇四)後、運送日時も短縮し便利になるはずであるのに、右の船賃を上りを二匁六厘、下りを一匁六分と大はばに値上げし、かつ、わずかの荷物は受付けない。かように運賃を値上げされては、大和国中の百姓は一石に六、七歩通りの損毛となるので、難儀におよんでいる。十四人の問屋を召出し、「先規之通被為仰付被下」たい、というわけである。

宝永二年四月の、この国訴訴状の署名人は葛上、忍心海、高市郡の御料私料の四十九ヶ村の庄屋となっている。さて、この国訴の結果、運賃引上げを阻止しえたのかよくわからないが、つぎにのべる九年後の正徳四年(一七一四)の大阪町奉行所の裁許状(8)からみると引下げは成功しなかったようである。それで「和州御領私領之百姓」として、さらに執拗に運賃値下を訴え出たと思われ、前記の裁許状があったわけである。

それによると和州の御料私領の百姓どもが、「大和川違以後剣先船通路差支和州国中耕作肥運送滞」る旨を、「和州御代官中よりの連判の書状」をそえて願出した。彼らの申分は、大和川川換後は大阪より亀瀬にいたる日数は、以前の其日着よりかえって遅れ、四、五日あるいは天氣が悪るれば、十日もかかるようになった。そのため、「ヶヶ年之肥荷物四十万駄ニ積リ二十万駄程剣先船ニ積残り二十万駄者大和川筋積廻し又者馬ニ而附送り候ニ付ヶヶ年ニ金六千兩程和州百姓臨時之出金在之及困窮候」として、古大和川筋をもとのごとく剣先船が通行しうるようにしてほしいと、いうことであった。同時にこのとき、河州川辺村庄屋権左衛門は通船差支えは河州も同様で困窮におよんでいるので「井路川船」を通用させてほしい、そして新川筋に土俵水柵をつくり剣先船を通行させるようにして、「大坂ニ而荷物を積翌日亀瀬迄差船」するようにし、運賃は「十年以前西ノ年百姓相對之極ニ壹駄ニ付銀二分増」としたい。もしこの条件に賛成しない剣先船持については、自分が船一艘船株とも代

銀一貫三百目で残らず買取り、運送したいと申出た。そこで奉行所は劍先船株共を召出して吟味したところ、三七艘のうち三七艘の持主二四人は承引せず、船株を返上、残りの船持は承知した。そこで奉行所は水尾の普請をし、夏秋三度に互って試験したところ、大阪より亀瀬まで三日かかり、例えば「亀瀬、藤井、峠、青谷登荷物船賃耆駄ニ付一匁八分」（今迄より四分八厘減）のごとく今迄より若干の低額を定めている。裁許状によれば、さきに船株を返上したのも、差船の日数が三日となったので相働きたいと再願したのを許し、またこのとき、宝永三年認可された在郷劍先船株二四艘の取消がなされている。和州惣百姓にたいしては、「此度大和川劍先船之日数三日ニ相究、和州河州之荷物凡耆ケ年四十六万駄にして運賃金三千七百兩余向後減之段兩國之助ニ成候」としている。

宝永二年から正徳四年にいたる劍先船運賃に関する出入は、右に紹介したような内容であった。この訴状では、和州で使用する肥荷物は一年に四十万駄にのぼるとされているが、とにかく尨大な数量である。したがって、その運賃の値上りと滞貨は大和に大きな損害を与える。そこに大和国惣百姓として、共通の利害があり、国訴に及ばなければならなかったわけである。

さて、さきにもふれたように、この国訴の訴訟人は各村の庄屋である。大和にかぎらず、在郷の肥料商人は村内の大高持層また村役人層であることが多い。たとえば、少し年代がさがるが天保十三年（一八四二）の広瀬郡大輪田村の商・職並に持高はつぎのようになっている。⁽⁹⁾村高二五一石余、高持一〇三人中十石以上三名、一〇〇五石八名、五〇二石二三名、二〇一石一七、一石未満五二という階層わけのうちで、肥商内三人は油屋や質屋を兼ねる村内最高層のものたちであり村役人でもある。こうした状況は、この国訴のおこなわれた宝永―正徳ごろ

天保13年広瀬郡大輪田村商・職調

人 名	持高 (天保10) 石	商・職 (天保13)
藤 間 忠 助	48.8.2.7	質屋, 古手屋, 油屋, 肥し商内
平 兵 衛	10.5.8.2	質屋, 油屋, 古手屋, 小売 油屋, 米小売, 肥し商内, たばこ屋
藤 助	7.7.2.9	材木屋, 古手屋, 杣木挽職 米中買, 肥し商内
伊 兵 衛	0.5.9.2	荒物屋, 合薬
和 兵 衛	3.1.0.9	大工職
与 兵 衛	4.3.3.4	大工職
藤 右 衛 門	0.3.4.0	大工職
文 善 忠 助	0.5.7.5	桶屋職
善 忠 兵 三 郎	4.5.3.0	米小売, ふご屋
喜 三 郎	0.5.5.0	古手屋, 綿打
三 郎 治 兵 市	5.0.3.8	綿 打
三 庄 甚 勘 甚 弥 助	2.0.8.7	綿 打
治 兵 兵 市	1.2.5.5	古手屋, 米小売, ふご屋
治 兵 兵 市	0.7.4.8	髪 屋
治 兵 兵 市	0.0.5.0	紺 屋
治 兵 兵 市	1.9.6.1	たばこ屋, とうふ屋
文 助	6.5.4.9	とうふ屋
伊 重 清 吉 専	1.9.5.9	古手屋
		古手屋, 木綿屋
		肴 屋
		屋 根 屋
	0.7.9.3	小売酒屋
	7.9.7.2	くだ物屋, 奉公人口入 表具屋

の舟運により大阪から購入されていたからである。肥料値段が大和の農業、とくに多肥を要する綿作に大きな影響を与えることから剣先船運賃値上げに対して関心をもたざるをえなかったのである。

もちろんその点は、剣先船によって肥料が運ばれる大和川沿岸の河内の村々も事情は同じであって、正徳四年(一七一四)十一月の河州志紀郡、丹北郡十二ヶ村連名の願書には、さきの同年正月の裁許状によって、剣先船の「運送日数運賃」が「永代違背」なくと定められたにかかわらず、半年もたたないうちに、船株仲間が運賃を

大和における国訴(奥田)

にもみられるところであらう。したがって、この国訴は肥料在郷商人、村役人層の自身の要求また指導のもとにおこなわれたものと考えてよい。大和の村々がこのように一本にまとまりえたのは、和州での使用肥料が国産の粕類(菜種粕・綿実粕)以外は、すべて大和川

高くしてきて、「和州河州村々押並之難儀」にかかっているので、裁許状のように嚴重実施せしめられたいと訴え出ている。⁽¹⁰⁾

いうまでもなく、剣先船は幕府権力（大阪町奉行所）に公許されているものであるが、さきの裁許状では、以前よりも若干低い運賃を定め、一応大和の農民に有利なように裁許が示されている。それは結局、大和、河内における肥料問題の重要性を奉行所としても考慮せざるをえなかったからであろう。しかしその際、河内川辺村庄屋権左衛門の計画のもっている意味あいを考えておく必要がある。彼の計画についてはさきに紹介した以上の事情はわからないが、それは、剣先船の日数、運賃にたいする大和川沿岸農民および肥料商人の要求にもとづいているものであり、河州村々百姓が剣先船を直接支配しようとするのであった。しかしこの裁許状では、権右衛門の計画は否定されるとともに、逆に在郷剣先船株二十艘を返上せしめている。つまり、大阪奉行所は、大和川換後の状況に応じて運上剣先船株の特権を改めて確認し、それを完全に掌握したのであった。かくて、若干の譲歩はあったといえ、かつては亀瀬まで上り荷物一駄七分五厘であったのを二倍以上の一匁八分（二匁二分八厘からは四分八厘減となる）と公定され、大和の農民に大きな打撃を与えることとなったのである。しかもさきにふれたように、その裁定も充分守られず運賃は高騰し、数日も延び河州、大和とも困難した。⁽¹¹⁾

こうした状況から、この剣先船運賃の高騰に対する不満は、その後も、たとえば享保十一年（一七二六）六月に「和州耕作肥大坂表買調大和川剣先船を以運送仕候処、運賃段々忝ニ上ケ取申ニ付」として、和州惣百姓より大阪奉行所に訴え出ている。⁽¹²⁾ また大分のちの天明六年（一七八六）にも「肥荷物運賃之儀正徳四年当御表御奉行様ニ而御定被為成下置候其後段々取増和州百姓共及難儀御田畑相統之差支ニ相成候ニ付」、「即正徳四年御出シニ

ハ和州之荷物凡四十万駄と有之其後多^(分)ニ荷物相送り候年ニ而も拾壹万四千八百三十三駄余ノ余敷之義ハ無之左候得ハ船賃高直故自然と肥し荷物買入之差支ニ相成候義ハ返候間」と和州の肥料事情をのべて、船賃引下げ方を訴えて出ている。⁽¹³⁾この国訴は、その手続において、はじめ大阪町奉行へ、さらに江戸表寺社奉行へ、また南都奉行の添翰をえてふたたび大阪町奉行へというように執拗におこなわれたが、⁽¹⁴⁾所期の目的を貫徹したかどうかよくわからない。

史料のうえで知られる右の宝永二年以後天明六年にいたる大和惣百姓の国訴は、同じような形態をとっているが、それぞれの時点におけるいくつかの段階があつたはずである。つまり大和における商業的農業の発展段階に応じた意味内容の変化があつたと思われる。しかしここではそうしたことを具体的に明らかにする材料をもちあわせない。ただいえることは、肥料をめぐる村落内部の矛盾が、川船問屋・剣先船株と大和惣百姓の矛盾としてあらわれていることである。

それはとにかくとして、右の如き剣先船運賃の高騰は、大和における購入肥料の価格を高め、大和の農業経営に、摂河にくらべて不利な条件をつくり出す。天明六年の訴状にいうように、正徳四年裁許後、剣先船荷物年四十万駄の予定にかかわらず、最大の年でも十一万駄余しか運ばれず「自然と肥し荷物買入之差支」になつたといわれている。のちにのべるように、大和の綿作は江戸時代後期に作付面積の減少をみるが、右にいつてきたような肥料価格と綿価のシエールが綿作衰退の一つの要因をなすと考えられる。⁽¹⁵⁾数度の国訴にかかわらず、剣先船運賃の高騰をおさえることができなかつたわけである。

〔註〕

- (1) 肥後和男「近世に於ける大和川の舟運―特に魚梁船について―」、保井芳太郎編「大和王寺文化史論」（昭和十二年）所収。
- (2) 古島敏雄「江戸時代の商品流通と交通」（昭和二十六年）九七―九八頁。
- (3) 宝永五年閏正月和州川筋村々惣代よりの訴状、前掲肥後氏論文所引。
- (4) 「大阪市史」第五卷、三一―三頁。
- (5) 参考のため、明治十五年の「亀瀬河岸」の上下荷物はつぎのようである（明治二十年奈良県統計書）。

種	輸 出		輸 入	
	石	円	石	円
米	五、四一七	四〇、五九四	種油	三二、六六三
豆	三、三三三	一八、〇一三	粕	六七、四五五
油	二、四四七	二八、二六六	干粕	三九、六一二
				四〇、〇〇七

- (6) 摂津では肥料高値による国訴が元文五年（一七四〇）におこっている。
- (7) 「大和古瀬村近世文書」二〇〇～二〇一頁。
- (8) 右同書、二〇五―二〇九頁。
- (9) 小野恵美男「大和における近世統油業の発達」、ヒストリア、十二号（昭三〇年五月）
- (10) 「大和古瀬村近世文書」二〇九―二一二頁。
- (11) 剣先船と魚梁船をふくめて、元禄十年以前大阪より和州今里（大和川の支流寺川にそう部落で田原本の外港をなす）着一駄につき二匁二分五厘で内訳は左のようになってゐる（肥後和男、前掲論文）。
- 一、五厘 大阪舟問屋口銭

一、九分 大阪劍先船龜瀬迄之船賃

一、二分 龜瀬ニ而荷物持越し中衆并肝煎賃

一、二分 龜瀬藏元荷捌喜右衛門江請取申候

一、五厘 海上銀 同断

一、八分二厘 龜瀬が今里迄魚梁船賃船に渡す

(12) 享保十一年六月十三日「乍恐以書付を奉願上候」保井文書。

(13) 「大和古瀬村近世文書」二二二—二二七頁。

(14) 右同書、二二二—二二七頁。

(15) 前掲、拙稿。

四

大和の国訴として、つぎにみたいのは安永二年(一七七三)から数ヶ年にわたる「綿繰屋中買株仲間」設置に反対する国訴である。二のところであつたように、大和の綿作は一八世紀中葉において、本田方作付比率三〇%⁽¹⁾という数字をもち、綿作がひろくかつ深く農民経済のなかに浸透して⁽²⁾いた。

安永期におけるこの百姓作綿の販売形態はつぎの二、三の文書の引用によって一応わかつた。

○売払之義へ往古々江戸、京、大坂并尾州、三州、濃州、勢州、河州其外遠国近国ニよら須銘々手筋次第注文を取亦ハ商売人或ハ当国之内ニ而も金銀相持候もの共買入諸商人を引請年々九、十月之内日数三、四十日斗り大概ハ売払御年貢初納十月中旬ニ上納仕候(安永二年六月十日付の文書)⁽²⁾

大和における国訴(奥田)

○売捌之義者当国之商人ハ不及申遠国近国之無差別其向寄を以直段高下ヲ考手広ク売払申候……諸々々商人入候故少々宛も買上候（安永二年七十二日付の文書）⁽³⁾

○是迄国々々百姓方江直買罷越し候綿買人……（安永三年七月五日付の文書）⁽⁴⁾

これらによれば、当国（大和）ならびに入り込んでくる諸国の産地買集商人に自由に直接販売する形態がひろくみられている。そしてこの産綿は「綿繰賃之義御尋御座候、是又委細申上候得者致繰綿候而売払候得者勝手宜敷候哉と御尋被遊ニ付私共申上候ハ随分勝手宜敷候共在方中々繰綿仕居候而ハ御初納ニ間ニ合不申候故重ニ実綿ニ而売払候」とあり⁽⁵⁾、また「重ニ高田、田原本、今井、丹波市、御所辺之町場のものへ実綿ニ而是迄ハ売払申候」とあるように⁽⁶⁾、十月の初納銀納年貢に間に合わすよう実綿のまま売払われたが、もちろん、のちにのべるように繰綿にせられても販売された。

安永3年綿屋・繰屋・中買数

	綿屋	繰屋	中買
奈高今田丹	36	17	21
田寺内		16	27
原本市		37	3
波市村		35	
小計	36	95	51
合計			182

大和の町方における専門的綿商人の数は、上表のように、安永三年（一七七四）には、綿屋、繰屋、中買の三業種で、奈良、高田、今井、田原本、丹波市の五ヶ所、一八二人が数えられる⁽⁷⁾。この専門的綿商人のほか、在村の農民的繰屋、中買はつぎのようなかたちで広汎に存在している。すなわち「町人百姓之中金銀相持候もの共買入」また「百姓作間ニ自分作綿ニ買添致シ手繰ニ改候義村々往古より多分致来候」とのべられ、あるいは「冬春之作間ニハ五斤拾斤ニ而も買請繰綿持仕候もの多分ニ御座候」ということ⁽⁸⁾、または享保九年広瀬郡川合村の明細帳に「商人十八人、内二人

安永4年大和私領分村々繰屋・中買数

	繰屋	中買
織田丹後守殿領分	40	30
永井信濃守	2	1
小堀備中守		
平野遠江守	11	4
森山縫殿		1
鳥居丹後守		
藤堂和泉守	8	11
片桐石見守	8	3
松平甲斐守	70	16
植村出羽守殿御預り所	40	30
同断領分	7	7
小堀数馬殿御代官所	4	2
藤堂左京殿知行所	3	7
計	193	101

というように、⁽¹¹⁾作間稼の浮動的小繰綿商人である。いうまでもなく、さらに「村々ニ百姓稼ニ相成兼至而困窮之百姓共綿時節ニハ所々作綿外ニ格別下直ニテ賃繰仕候者共又ハ昼中ハ百姓稼仕夜分ハ少々宛賃繰下直ニテ稼詰貧窮之助ニ仕候」というごとく、⁽¹²⁾賃繰もおこなわれていたことはもちろんである。

したがって、安永期の大和においては、産綿販売、綿商人の構造は、右のように、貧農層の賃繰、農間余業としての小農民的繰屋、中買が村々にあり、そのほかに、奈良、高田、田原本などの在町の專業的綿商人があった。そしてそれらのうえに、十二人の綿買次問屋が存在したわけである。⁽¹³⁾綿作農民は、当国のそれらの專業、非專業の綿商人はもちろん他国より入り込んでくる数多くの産地買集綿商人に、自由に手広くその産綿を売払っているという形態であった。

大和における国訴（奥田）

百姓仕又ハかせや、秋冬ハ実綿買繰綿ニいたし売申候、一人百姓又ハ肥シ類少々売申候、秋冬実綿買繰綿ニいたし売申候、四人百姓仕秋冬之内実綿買込繰綿ニいたし売申候」とあるような形態であった。⁽⁹⁾

こうした作間稼の農民的繰屋中買数は、安永四年（一七七五）十一月の「國中惣代」から出した調では上表のごとく、大和私領分村々に繰屋一九三人、中買一〇一人、計二九四人となつてゐる。⁽¹⁰⁾もつとも、彼らは「当時農業宜敷故敷綿稼者相止居申候」「年柄ニヨリ作間稼仕候人数増減御座候」

さて、これからのべる綿方一件国訴の発端をなしたのは、安永二年六月一日の繰屋職、中買職の株仲間設立であつた。⁽¹⁴⁾ 南都奉行所は奈良鍋屋町綿（買次）問屋宇右衛門の願出によつて、宇右衛門を組頭役とする右の株仲間設立許可の左の触書を出した。

和州町方在于方ニおゐて綿商売ニ付繰屋職中買職致候もの共有之候処端々ニ而新規ニ右職致候もの共百姓方其外商人方ニ綿買取質ニ入或ハ売私売主ヘ代銀不相渡私欲ニ致候族有之百姓商人方共難儀致候由依之綿商人職組頭之儀南都鍋屋町綿問屋宇右衛門願出候ニ付願之通組頭役宇右衛門ヘ申付候間以来繰屋職中買職致候もの共ヘ宇右衛門ノ家別組入札相渡右札料年々宇右衛門方ヘ取集メ札料半銀通并組頭冥加銀年々上納いたし候間右商売致候もの共ハ宇右衛門江及対談株札受取、札料無相違年々宇右衛門ヘ相渡若無札ニ而紛敷取引致候もの於有之ハ急度可及吟味候条無札ニ而取引致間敷候尤百姓方自分作綿手繰ニ致候もの共ヘハ構無之候

これによつて、「百姓方自分作綿手繰ニ致候もの」のほか一切、この株仲間商人以外への直売直買が禁止されたわけである。この株仲間設立にたいしては、さきにもべた在町在方の專業的繰屋中買は賛成し、組頭役出銀として、繰屋一軒につき、ろくろの数にかかわらず年銀二匁、中買一軒につき商内数量にかかわらず年銀一匁を納めることになり、一八〇人余は株札をうけた。そしてこの札料総額の半分は南都奉行所に「御益銀」として上納、半額は年中世話料として宇右衛門が収納し、また別に組頭より冥加銀として年々銀三枚を奉行所に差出すことになつた。

この株仲間設立の意義はいまだらいうまでもない。それは幕府（南都奉行所）による実綿、繰綿の流通機構掌握の確立を意味する。都市問屋商人である綿問屋宇右衛門に特権を与えて、その支配下に在町在方の綿商人を統制しようとしたものである。最初宇右衛門の株札をうけたものは、前記のように專業的繰屋、中買の一八〇人余

であつたが、株札が行き届けば二四〇〇—二五〇〇人位にならうという計算を宇右衛門が立てているが（その数字の根拠は不明）、それはやがて在村の農間余業的繰屋中買の一切を株仲間として包摂し、全産綿流通の完全なる支配を實現しようとするものであつた。のちにのべるように、株札なきものには売買を許さないということは、株商人による産綿買集めの独占権を与えることであり、一方的独占的低買入価格によって綿作農民の収奪が可能になるわけである。奈良奉行所はそうした利権を特権商人に与えることによつて、札料の半分を御益銀として上納せしめ、また冥加銀をとりあげるのであるが、そこには明和、安永期における株仲間設立のもう一つの意味があつたことは、周知のことである。

さて、右のように、安永二年の繰屋、中買株仲間の成立は、綿作農民の産綿販売の自由を阻害するものであるので、株仲間反対の広汎執拗な闘争が展開されることになる。まずその経過の概要をのべてみよう。⁽¹⁵⁾

六月、右の触書が出されるや、六月十日、清水御領知十八ヶ村は連印をもつて清水御役所に株仲間反対の訴えを出し、また六月十三日には、清水御領知山辺郡十八ヶ村、式上郡十三ヶ村惣代より南都御番所あてに反対の意志表示をおこなっている。植村出羽守御預り所村々は郡切総代をもつて南都奉行所へ反対を願出し、もし聞届なくば預り所役人より江戸御勘定所へ訴え出んとし、織田丹後守預り所村々も右に同じくうごき、松平美濃守、藤堂和泉守領分村々も、それぞれの「地頭」へ「申出」しており、さらに惣代をもつて南都奉行所へ相願うといふごとく、六月より七月にかけてのあいだ、「御料御私領共銘々御支配切ニ差支候趣旨委細書付を以て御願申上」げると同時に、大和十三郡惣代の名において奉行所に反対陳情をおこなつた。反対理由については、すでにのべたところから想像されるが、それらの諸願書を要約すれば、つぎのようである。

(1)、「綿売捌之義者当国之商人ハ不及申遠国近国之無差別其向寄を以直段高下ヲ考手広ク売払申候」。組合仲間なくとも近所商人馴合直段引付のこともあるのに、株仲間ができれば一層馴合う。

(2)、「御触書之通ニ而ハ国中之もの共手筋次第注文請又ハ直買之商人引請売払不相成勿論町人百姓之中金銀相持候もの共買入等之商内ハ相止、就中百姓作間ニ自身作綿ニ買添致シ手繰ニ改候義村々往古々多分致来り候、是等迄不相成、自然と綿売払手繰ニ罷成」る。

(3)、「買先へ手筋次第掛合、翌年之正綿前金等ヲ借銀御年貢上納仕候義数多ニ付」、それらができなくなるから先規の通りにしてほしい。

(4)、「村々貧窮之百姓共、御年貢上納差詰り候節ハ熟意之もの共へ相頼自分手作之綿を先売致銀子借り請御年貢差支ながら上納仕来り申候」。「自分作綿も手筋を以て国々の共へ直売仕来候」。それらが一切だめになる。

(5)、「①「大小之百姓作綿をも村役人并重立百姓として売払申候」。②米綿など直段向寄により売払い、売口のないときは「庄屋共相互に世話仕金銀詰候もの米ニ而も綿ニ而も年番ニ相渡し銀高調達仕候」。それゆえ、株仲間ができれば、定法の九分米銀納にさしつかえる。③冬春の作間に五斤十斤と買請繰拵するものが多分にあり、そういう作間稼に差支える。④翌年の正綿をあて借金することができなくなる。⑤「無札取引御停止候而ハ村々役人御年貢方取斗之義、尚又百姓耕作種も作間之筋商売ニ似寄候杯と申出入等出来候哉」。

要するに、「百姓方自分作綿手繰ニ致候もの共へハ構無之候」、あるいは「百姓作綿売払之義其外質物入等之義」はよろしいとされているが、現実の問題として、繰屋中買株ができれば、右にのべたような、現在までおこなわれていた産綿販売の一切の方法が不可能となり、百姓として絶対にこまるから、株仲間をたてないようにはほしいというのである。こうして安永二年六七月執拗に願出したが、もちろん絶株にすることができなかった。奉行所は「眼前差障」なしとしたわけである。

ところで安永二年は木綿作は不作であった。それゆえ、本来なら綿価は高騰するはずのところ、株仲間ができ無株無札のものの買集めが禁止されたためか、諸国綿商人は大和に入込まず、綿方不捌で綿価は例年より安くなるという現象をしめした。そのため、一層この国訴を強化せざるをえなかった。

安永二年暮、南都奉行所は、右の願いにもれている「寺社坊領御旗本迄」二石、三石の領知の村も、庄屋・年寄をよびよせ、株成立による差支え有無を取調べるといふことであつたが実現しなかつた。それで翌安永三年二月四日には十三郡百姓惣代連名で株仲間差止めへの追訴をかされておこない、「宇右衛門より奉指上候御冥加銀御公益銀」は百姓方より差出すとの条件を提示している。ついで七月には綿不捌の現状をのべさらに株停止を願出した。この訴願については、奉行所は七月、逐一吟味をしたが結論が出されず、その後仰渡しがなかつたので、同年十一月には重ねて十三郡惣代が奈良にゆき訴願した。それで奉行所は同年十二月十三、五日願いにもれた村五六〇ヶ村の庄屋・年寄を南都によびよせ取調べたが、彼らもまた十三郡代と同じく株仲間反対の意志を開陳した。安永四年に入つて十三郡惣代は、右のように大和全国の百姓の一致した反対であるので、やがて百姓願いの通り落着するものと考えていたが、奉行所の基本方針は願出拒否であつたためか、同年二月、三月には惣代のうち十人ばかり奉行所によび出し「綿方一件百姓之願押鎮々候様にと御頼」があつた。主だつた指導者を懐柔せんとする政策であつたわけである。呼び出された惣代の一人である広瀬郡五百井村庄屋助左衛門は「郡村之百姓何分此義ハ永々之難渋ニ相成候事故、兼而願ひ詰呉候様ニト申居候。然ルニ今般御願之筋承知いたし候而ハ当御支配之百姓ハ不申及、一国之百姓共へハ一向申訳無御座候故連日御断申上」げ、ついに拒否の口上書を書いて帰村している。右のような事情であるので、惣代らは安永四年六月、大和での最大の藩領主である郡山藩主柳沢保甲に

たいして、右のことをのべて御尽力ねがいたいと申出ている。一方宇右衛門の態度も強硬で、この株仲間は一たん許可されたものであるので、今さら願ひ下げる所存はない、もし百姓方の願ひが通れば、江戸表まで訴え出るというようであった。

さて奉行所は安永四年七月五日より、かつて一度でも呼び出された惣代六〇人を残らず南都にあつめ、弱いものは一人一人白洲に召出し株仲間による眼前の差支有無を強く問いただし、そのうちの三〇四割方より願下承認の言質をとり、不承認のものにたいしては、五日六日の両日に十二人腰纏入牢を仰付けるといふ強圧手段をとった。さきの助左衛門の報告によれば、惣代らの情勢判断では、奉行所は百姓差支えなしと江戸に報告するだろう、そうすれば絶株の御下知はありえないとされている。それで同年八月には最早手段もつきたので、最後の方法として、重ねて各領主、代官より「無株ニ相成候様南都御奉行所へ仰立被下」れるようしてほしいと、それぞれ申出ている。

綿方一件の史料は、なおその後のつぎの事情をのべている。同安永四年十一月奉行所より各領内在村の繰中買、繰屋渡世のもの数の報告をもとめ（前出の表がそのときのもの）、あるいは（一）株人数が追々ふえるというのは何故か、（二）株仲間ができて現在差支えがないのに後に差支えるというのは何故か、（三）株仲間ができれば何故年貢上納に差支えるのかの三点を質問し、十一月十九日付の國中惣代不残連印の答書をとっている。また十二月には宇右衛門よりの冥加銀、御益銀の代りにいかほどの銀高を百姓中より上納するかを問ひ、それについて十二月十五日、十三郡惣代および洩村の代表を残らず奉行所に呼び出し、宇右衛門に糺した結果、株札ゆき届けばおよそ二千四、五百人となりその札料は五貫六、七百匁、その半銀二貫八百匁が御益銀となるはずである、右をどのよう納めるかの回答を求めた。惣代らは帰村してとくと相談したいと回答を留保し、十二月末、「領分限りに年

年その年の年預又は年番共江取集」めて上納すると回答している。同じ十二月、奉行所は百姓方より御益銀を差上げては年貢諸役に差支えないかと質問しているが、「御益銀百姓作物之内より差上」げるので、もちろん差支えるが、株仲間がたてば格別困窮するのでやむをえず差出すのだといきっている。

このちの事情は史料を欠いているのでわからないが、翌安永五年八月十一日付の「〔安永五年〕申年綿方諸入用五節算用帳」に一月〜八月分として総代の奈良、京行の費用、寄合の費用などが記されていることから、安永五年にいたってもおこの運動が続けられたものと考えられる。しかしのちの事情から考えれば結局成功せず、絶株は実現できなかったと推察される。国訴は敗北したのである。

以上が安永二年より五年にいたるこの国訴の経過概要である。そこから、つぎに、この運動の性格をみてゆきたい。

まず何故に四年間にわたる長期の闘争が可能であったのか。安永期の大和の綿作が、農民諸階層によってどのように展開されていたか、いま直ちにそれを明らかにする材料をもちあわせないが、相当広汎に綿作農民が存在していたことが考えられる。さきにも述べた「自分作綿に買次いたし手繰にする」ごとき作間稼の農民的練屋はいわば中農層の姿をしめすものであろう。彼らはその限りで産綿の自由な売買を要求する。第二に「村々貧窮の百姓共年貢上納差詰るとき、熟意のもの共へ相頼み自分作綿を先売いたし銀子借受け御年貢上納する」といい、また翌年の正綿をもつて前金を借銀するといわれるように、貧農層は村内外の金銀あるものに売払また先売していた。その点で彼らもまた株札商人のみに販売先を限定されることを欲しない。第三に「当国内にても金銀相持申候者共買入諸商人を引請……売払」とある「金銀相持申候者」とは富農あるいは地主、村役人層と一応見做され

よう。彼ら自身、注に示した五百井村の例で知られるように、¹⁶⁾村内でも最大の綿作経営をおこなっており、周知のように同時に利貸経営をおこなっているものであるから、貧農層の産綿を買入れまたそれを担保に貸金をおこなっていたことは、さきの引用でも知られるところである。そして産綿の売口のよくないときは、「庄屋共相互に世話仕金銀詰候もの米ニ而も綿ニ而も年当ニ相渡し銀高調達仕候」といわれているところからも、地主〓庄屋層の産綿販売への関与が知られよう。また「大小ノ百姓作綿をも村役人并重立百姓として売払申候」とあることは、産綿販売における村役人層の役割と、そこにいわば共同体的規制のおこなわれていることをしめしている。

右のような現実から中農的農民繰屋も、貧農層も、また地主村役人層も、それぞれ対応の仕方の違いはあれ、株仲間に束縛せられない産綿販売の自由を要求したのである。さきにも述べたが、綿方総代五百井村庄屋助左衛門らが奉行所の強圧的な願下げ要求を、もし承知すれば「当御支配之百姓ハ不申及一国之百姓共へ一向申訳無御座候」と拒否したのも、広汎な村々の各層にわたる共通の統一的要求があつたからである。安永四年三月の文書で、奉行所側に立っている奈良質屋会所森岡五郎兵衛が「清水御領も下者強ク御座候」と判断していることも、中農以下の綿作農民の要求の強さをしめしている。

産綿販売について右のような構造をもっていたと考えられるが、ここでいう農民的繰屋あるいは金銀相持つ村役人〓地主層は、いわゆる在郷商人とみてよいだろうか。この安永期においては、彼らは農間余業の繰屋であり、綿取扱人であつて、在郷商人として充分成長しているとはみなしがたい。もちろん幕末にいたつても「在郷商人」たる以上專業的商人として完全に農商分離していることはないのであるが、この国訴を在郷商人の指導による封建権力ならびにそれと結びついた都市特権商人に対する闘争と規定することは、やや困難である。産綿販売の面

での、貧農層、中農的繰屋、地主Ⅱ村役人層の結合の原理には、共同体的なものがあ
り、そうした「統一」があ
ったところに、この国訴が執拗に闘われた理由があったと考えられないだろうか。

しかし、四年にわたる闘争にかかわらず、この国訴は敗北した。それにはいくつかの要因があろう。まず第一に、右にのべた在郷商人の未成熟ということがあげられる。大和の綿作地帯においては、綿作と綿織と結合しえず、綿作地帯農村内部に綿加工業の強力に展開することがなかった。大和の産綿が木綿糸つむぎに不適当であり、産綿が多く実綿のかたちで販売されたこと、大和農村の農間余業の家内手工業としては奈良晒布の苧うみ、布織が広汎に展開して木綿糸つむぎが発展しなかった⁽¹⁷⁾。そのことが綿関係の在郷商人層を成長させてゆくことにならなかったと考えられる。したがって、国訴の指導と闘争のエネルギーが必ずしも充分ブルジョア的なものでありえず、株仲間の結成にみられる都市特権商人の支配を排除できなかった。第二に、それを逆な形でいうわけだが、相対的に都市商人の力が強かったことである。奈良晒布のばあい、その原料部門である青苧問屋、仲買が幕末にいたるまで強固な独占力をもっていたが、宇右衛門の個人的な強さとともに、奈良奉行権力と結びついた都市綿問屋商人の強さを考えないわけにはゆかない。それは前段の綿作↓綿織を欠いた大和綿作農村では、それを軸とした農村局地市場が展開せず、産綿販売における都市商人の支配力を強からしめたからである。第三に、これらの背景のもとにいえることであるが、この国訴において経過のところでのべたように、十三郡惣代による奈良奉行への訴願と同時に、御料私領支配切、郡切にそれぞれの領主に対しても要求を申出ている。そして各領主、代官から奈良奉行へ交渉してくれるよう願出しているが、史料のなかからは各領主が村々の要求を積極的に支持して、奉行所にあたっては様子が見られない。もちろんそうした場合、各領主がどれほどの力と役割をも

つものかよくわからないが、そのことも関係しよう。⁽²⁰⁾

さて、この国訴の敗北——繰屋中買仲間の存続は、大和の綿作にどのような影響を与えたかをつぎにみてゆきたい。さきにもふれたところであるが、安永二年六月の株仲間成立によって同年秋（の産綿販売期）より、つぎのような事情があらわれた。

○株商人共々差障り之儀ニ而も申立候哉例年他国より入込候綿商人共和州へ入込不申注文茂不申越不残河州へ入込専綿買込当国へハ一向入込不申株商人斗ニ而申合せ綿直段不引下ケ候而ハ買不申ゆへ綿売却不申候

○当国ニ而綿商内仕候者も無札ニ而ハ商売相成かたく存候哉商売相止メ候者も有之又ハ河州江入込綿買取候者有之趣承知仕候
此義専右株相定候故之義と奉存候

○株仲間と相見へ今井田原本丹波市杯之綿買入外ニハ一切買人不能越銀入用手詰ニ付無詮方下直ニ売払過分損毛いたし難儀仕候

○諸国綿商人一向不來依之御年貢綿売払ハ勿論諸事取引差支難渋至極ニ御座候⁽²¹⁾

株仲間成立後、他国綿商人が大和に入込まず、それらは多く河内に入り、また大和国内の在村の非專業的綿商人も商内をやめざるをえなくなり、産綿の販路が株商人のみに独占され、農民は低い価格で売らねばならなくなつた事情のべられている。

右の事情による綿値段の下落については、「是迄当国より河州直段全体下直当国高直」であったが、株仲間ができたのちの安永二、三年には、次表のごとく、河州より安値になっている。「既ニ去々己年、去年年同年共諸国綿買人当国江入込不申候故歟河州と当国とハ実綿百斤ニ付二、三十目も和州ハ下直ニ而百姓相嘆キ候」といわれている。⁽²²⁾
こうした綿価の下落は綿作農民に打撃を与え、その結果、綿作付面積の減少をきたさざるをえなかった。「所詮

大和・河内綿価比較表

		以前	安永2年	安永3年
河内	安		実綿100斤 145匁	実綿100斤 135匁
大和	高		同上 120~130匁	同上 110~140匁

作綿不相成申百姓多分ニ付、当年木綿仕附之時節ニも前々々作綿仕附反別之分相違仕間敷旨村役人々末々百姓へ申渡候得共、自然と木綿反別相減其分稲作ニ相成当年雨繁候へ共用水不行届手入等茂不相成御領知御損毛ニ御座候」と稲作へ転換するにいたる事情をのべている。⁽²³⁾そして綿作より稲作への転換も、大和はもともと水不足の土地柄であるので、結局は農村の損亡をまねくという状況をつぎのようにならべている。「当国之儀ハ畑地江ハ専綿作仕附申候、田地之方ハ稲作綿作凡五步通りツツ仕附今年綿作仕附ハ田地江ハ翌年稲作仕附候儀ニ御座候、毎歳稲作斗仕附候而ハ地面疲稲作出来劣リ候故綿稲隔年ニ仕附来リ候処、繰屋仲買株相立綿売払手挾ク売捌兼候様相成候而ハ自然与稲作多ク仕附候様ニ相成候、左候得ハ水不自由之土地柄故年々稲作早損多ク年貢取納差支申候⁽²⁴⁾」。株仲間成立↓他国商人入り込まず↓産綿不捌↓木綿作減少↓稲作への転換↓水不足↓不毛附↓損毛年貢不納という筋みちをたてて、株仲間絶株を要求するのであるが、安永二年以後、現実にそうした現象があらわれてきていることを右の史料はしめしている。

もちろんこうした変化はかならずしも急激にあらわれたものではなからうが、国訴の敗北によって、株仲間商人に産綿販売の自由を奪われ、また前章でのべた肥料価格とも関連し、他の諸要因ともあわせて、大和の綿作が衰退してゆくこととなる。この国訴の敗北が、その後の大和の農業構造のうえに大きな変化をもたらすことになるわけである。商業的農業としての綿作が衰退し、それが稲作へ転換することは、商品生産を一步後退せしめることになり、そのことがまた大和の地主制の展開に関連をもつこととなる。⁽²⁵⁾その意味からこの国訴のもつ意義は重大であるといわねばならぬ。

〔註〕

- (1) 拙稿、「近世大和における綿作について―畿内綿作におけるその地位―」、ヒストリア、十一号（昭和三〇年二月）
- (2) 大方氏所蔵文書。
- (3) 右同。
- (4) 右同。
- (5) 安永四年十一月五日「大和十三郡惣百姓口上書」（大方氏所蔵文書）
- (6) 右同。
- (7) 大方氏所蔵文書より複製。
- (8) 安永二年六月十日文書（大方氏所蔵文書）
- (9) 享保九年、広瀬郡川合村諸色明細帳（保井文書）
- (10) 保井文書。
- (11) 安永四年十一月十五日付文書（大方氏所蔵文書）
- (12) 大方氏所蔵文書。
- (13) 綿買次問屋については、中村信二、「大和国江戸注文繰綿買次問屋仲間について」（『近世史研究』十七号、昭和三十一年九月）を参照。
- (14) この株仲間設立にいたるまでですでにつきのようなうごきがあった（いずれも保井文書による）。
 - (1) 元禄年中綿屋共新規組合の儀願出たが不許可。
 - (2) 宝暦四年、奈良町において綿問屋株願出。
 - (3) 宝暦六年当国綿買次問屋十七人より綿歩引込目のことならびに人数定のことを願出たが不許可。
 - (4) 宝暦七年木綿会所の願出あり。

明和四年綿問屋宇右衛門外綿問屋十三人共申合せ「和州綿会所」の設立を願出。

(15) 以下の諸史料は、保井文書、大方氏所蔵文書による。繁雑になるので特別の場合のほか記さない。

(16)

元禄 11 年平群郡五百井村
田木綿作付表

人名番号	作付面積		
	町	反	畝
1 (庄屋)	7.	4.	23
2	6.	6.	24
3 (年寄)	6.	1.	08
4	2.	5.	26
5	1.	5.	05
6	1.	4.	08
7 (年寄)	1.	3.	16
8	1.	0.	28
9	0.	7.	22
10	0.	7.	16
11	0.	4.	20
12	0.	4.	20
13	0.	3.	23
14	0.	2.	10
15	0.	2.	00
16	0.	1.	05
17	0.	1.	00
計	3.	1.8.	15
田稲作付	8.5.	0.	01

「元禄 11 年五百井村立毛指
出帳」(保井文書)により
作成

(17) 前掲、拙稿。

(18) 拙稿「近世後期における都市商人―奈良晒布青亭中買について―」、立命館経済学、七ノ五。

(19) 宇右衛門は惣百姓側の国訴に対抗して、安永四年十二月八日京都に籠訴をおこなったという風聞が伝えられている。

(安永四、十二、五付文書―大方氏所蔵文書)

(20) この点について、安岡重明「日本封建経済政策史論」(昭和三十四年)では、天領、諸藩領、旗本領など入り組んだ支配がかさなっている「非領国」的畿内では、諸藩領における封建支配の一括性と一貫性がなく、また裁判権においても諸藩領の独自性がうすいとされている。

(21) いずれも大方氏所蔵文書より。

(22) 安永四、三、十二日の文書、大方氏所蔵文書。表も大方氏文書より作成。

(23) 安永三、七、十二日付清水領知村々惣代より奉行所あて願上書、保井文書。

(24) 安永四、十一、十九日付国中惣代より御番所あて返答書、大方氏所蔵文書。

(25) 前掲、拙稿。

大和における国訴(奥田)

五

綿万国訴よりすこしおかれて、安永十年（天明元年、一七八一）に、油方一件の国訴がおこつた。

大和で絞油屋株仲間が成立したのは、さきの繰屋中買株仲間の公許と同じく安永二年である。すなわち安永二年七月「山城、大和、近江、丹波四ヶ国在町菜種綿実絞油之儀者京都入用第一之備ニ相心得」として、京都二条東番所に國中油屋が召され、冥加金をおさめることとして、人力株二〇八軒、水車株七十二軒の株仲間の結成を公認された。⁽¹⁾ 周知のように幕府は寛保年間以降、江戸、大阪、京都などの燈油確保のため、大阪以外の各国々の手作手絞以外の絞油稼を禁じ、大阪における両種物問屋、両絞油屋による独占的体制の強化をはかった。しかしやがて大阪周辺のとくに摂津灘目の在方絞油業の発展によって幕府は従来の燈油統制政策を轉換し、明和七年、灘目、摂津、河内、和泉の絞油屋を公認した。そしてさらに、抬頭しつつあったさきの四ヶ国の絞油業者にたいして、その稼業を公認するとともに封建的統制のなかに組み入れたのである。⁽²⁾

大和の絞油屋仲間の「定」は六項目よりなっているが、以下に關係するのは当面つぎの二項である。⁽³⁾

- 一、菜種買入之節五月参会之上最寄之相場を得と聞合其上随分出精之相場申合買入可致候、然ル上者右相場を相離連重頭買入致間敷候勿論中買杯ニ決而同伴不可致候若古種無買入新種を待早ク買入致度仁ニ者古種有合候方々世話いたし少茂猥ニ無高下様可致事

- 一、小売油並立売油粕等諸場聞合年行司々時々切紙配候通り少茂高下之売方致間敷候尤延油等ニ而も右切紙ニ准し格別不都合之応対致間敷事

これは菜種買入および買入相場に關することおよび油小売に關する定めである。この二項を検討すると菜種作農

民に關係するのは、新たに成立した絞油屋仲間による菜種買入価格についてのようである。明和七年の触書で、摂河泉の絞油屋株をみとめたさい、彼らの買入あつめる絞草のうち綿実は五畿内限、菜種については一国限の買入を指定した。大阪の油屋は大阪廻着の菜種はもちろん、五畿内いづれの国で直買してもよいとされたのである。⁽⁴⁾したがって大和の農民側よりいえば手作手絞のほかの菜種販売については、大阪種物・油問屋にしか販売出来なかつたわけである。ところが前記のごとく安永二年に大和の絞油屋株が成立した。この仲間規約には明記されていないが、大和の絞油屋は原料種草を大和一国限で買入れることを条件としたものである。またこの株仲間成立によつても、絞草中買の存在が否定されたものではないようである。だから菜種作農民は、直接または中買をとおして大和の絞油屋また大阪問屋に売ることができたわけであるので、株成立によつて直ちに彼らに集荷買入を独占されたわけではなかつた。このことが、前章の綿方国訴のごとく株仲間反対の闘争がこの安永二年に発生しなかつた理由であろうと考えられる。そして、そのとき反対闘争がおこらなかつたもう一つの理由は、絞油統制における幕府の直接かつ強力な方針があつたことといえよう。

しかしこの定書にもあるように、絞油屋仲間は絞草の買入相場を協定しており、低価格での買入につとめるであらうし、やがては絞油屋と菜種作農民の間に対立を生むに至るはずである。そうした状況のなかで、株成立八年後の安永十年四月、油方一件国訴が発生した。以下具体的にこの国訴の経過をたどつてみよう。⁽⁵⁾

安永十年四月二十日、大和郡々百姓総代は南都奉行所へ、当国油屋共が近年株仲間を立てたので百姓方差支え、菜種売捌に差支えるので、訴願のため上洛したいと申し出た。南都奉行所は出訴の理由をたしかめ承認を与えたので、惣代らは四月二十四日より上京し、つぎの内容の五月九日付の書付を京都奉行所に差出した。(1)油屋仲間

により在々の油小売が差止められ、特に十市郡はきびしいが、そのため小分あて買求める貧窮のものは非常に不便している。(2)油株売買を郡切にしているが、他郡株外入違を自由にしてほしい。そうすれば絞油も数多でき拍も下直になる。(3)菜種売捌について油屋のほかへは売れないのでは困る。先規の通り手広に売買できるようにしてほしい。この願意にたいして「油方之儀者は迄段々御取々も御座候御儀ニ何角と申出候者心得違之旨被仰聞猶又外ニ趣意も有事哉」と尋ねられたので、同年五月十五日第二回目の口上書を差出した。その内容は、さきの口上書と同じく、無株人の油小売差留による油小買の不便倍加ということを訴えているが、力点は菜種販売についての要求である。すなわち安永二年絞油屋株成立後、「菜種之直段を申合」せ種の善悪にかかわらず「勝手ニ相場を相立買取候様仕」り、少しでも高値に買取る油屋があれば仲ヶ間より差留めて買わないようにさせるなど、仲間の協定によって菜種買入価格の引下げを計った。しかし、(1)「和州肥屋共へ肥代ニ相渡」すこと、(2)「中買等へも向々ニ而売捌」くこと、(3)「菜種を見込ニ而借受取組候銀主江相渡」すことなどは自由におこなわれていた。ところが当安永十年春いらい、油屋共が菜種買入の独占強化のため相願ったためか、国中の肥商人はもろろん、「少々ニ而も菜種取持仕候者共」が南都奉行所に召出され吟味された。それで株札所持者以外の肥商人そのほか菜種を担保にとる銀主など一切菜種を取扱わず、もともと「和州之儀通船無之国柄ニ而大坂表江売捌ニ者菜種一石ニ付八九匁所々十三四匁も運送相掛り候儀ニ付外並相場者五七匁之直下」で売捌かねばならぬ状態であったので、一層販路手狭になり、国中の百姓一統困窮している。そして買占め強化のため油屋仲ヶ間は讓株があつても仲ヶ間内で讓渡し、そのため絞油屋数は減少し、少数の油屋で支配しようとしている。「和州之儀ハ他国引合不勝手之国」であるので、「撰河泉同様ニ不被為思召、昨年迄通菜種売買ハ油屋株人ニ不限肥屋中買等江

手広取引相成候」ようにされたいというのがおもな願意であった。

この訴えにたいして京都奉行所は油屋惣代を呼び出し、その言い分を聴取した。油屋の主張は、(1)無株でも少々宛の油小売は油屋には差支えないから、そうした油小売を差留めたことはない。十市郡の場合は油小売を専業とするものがあり油屋の差支えになったので三年以前に差留を願って許可された。(2)菜種を肥代ならびに銀子借り入れの引当にすることは、前者は「郡中限之儀」であるから、強いて油屋の差支えになることではなく、これまた差留めたことはない。ただ後者の名目で買占め同様の致し方になっては困る。南都奉行所吟味云々のことはわれわれは知らない。(3)讓株を仲ヶ間中へ買取っているようなことはない。

この油屋の差出し書にたいして百姓惣代は閏五月四日、三度目の書付を出した。そこでの争点は、「郡中限」ということについてであった。油屋は「百姓方々菜種売捌之義肥屋并銀主方へ相渡候儀ハ郡中限之儀」であるから差支えないといっているが、「肥屋并銀主取引其外売買」は決して郡中限ということではなく、「国中限」勝手次第手広に売買してきた。われわれは「国限」と訂正して了解したい。したがって油屋株人に限らずいづれなりとも国中限自由に販売しうるようにしていただきたいということであった。

こうして結局、天明元年六月十六日、「和州郡々百姓惣代」「同口中買肥屋共」「油屋惣代共」の三者にたいして、つぎの五ヶ条の申渡(要点)がおこなわれた。

- (1) 油屋より買入れて油小売することは差支えないが、油稼仲間の差支えになるような手広の商売をしてはいけない。
- (2) 讓株が他郡株外のものへ移るのはいけない。「郡切取メ之儀」については百姓共の彼はいう筋合ではない。
- (3) 「肥代并國中ニ而中買江売渡其外銀子借り入候引当与して銀主相渡候儀等是迄仕来候通相心得無差支様いたし渡世可致候」

(4) 南都表へ呼び出された件については、このたびの趣を奈良奉行に申遣す。

(5) 「肥屋并菜種中買其外銀主共菜種買~~メ~~等不致売買之儀へ前々~~々~~度々相触置候趣相守不正之義無之様寄々可申合候」

この申渡は絞油屋株仲間の権利を擁護しながら、全体としては現状維持をめざしたものである。株仲間外に專業的菜種商人が成長するのを警戒しているが、百姓方の要求である肥代ならびに銀主及び中買へ「国中限」に販売するということは、在来どおりのこととして認めている。その点で農民側の一応満足しうるものであった。この国訴が極めて短期間に終結をみたのはそのためである。

第三章でもいったように、近世農村における肥料商人はおおく村内での大高持層村役人層である。⁽⁶⁾ 綿の場合の在郷の綿繰屋中買商人は同じ兼業商人といっても、むしろ中農層である場合が多い。まえにのべた肥代として、また菜種を担保として貸金する銀主はそうした上層農民であると考えてよい。したがって、絞油屋株人以外への菜種販売の自由（国中限であるとはいえ）は、菜種農民の要求であると同時に、これら肥屋、中買、銀主らの要求でもあったわけである。そしてこの場合、大阪種物問屋、油問屋への大和の菜種販売は輸送費の關係で摂河泉にくらべて右につき、八、九匁より十三、四匁も下値であるという事情があった。⁽⁷⁾ これは綿のばあいとも共通する条件であるが、菜種のばあいは幕府の種物、燈油統制から、大阪の油、種物問屋しか大和に入り込めないもので、綿のごとく、諸国商人が買集めに入和しえなかった。それで右のような価格差はとくに大きくあらわれざるをえなかったであろう。それで絞油株成立のときも、手作手絞のほか菜種買集めを許さないという方針に拘らず、肥屋、銀主の菜種取扱いを大和では認めざるをえなかったものとおもわれる。そして天明元年のこの国訴において農民側の要求を容認したのである。そしてこのことは、他面からいえば、大阪油種物問屋の菜種買入を確保する

ための、大阪間屋資本擁護の政策であったとも考えられよう。その点では、大和絞油屋資本は、なおこの期においては、大阪油問屋の勢力を排除するほどにはいたっていないとおもわれる。

しかし、肥屋、中買、銀主の菜種取扱をみとめることはやがて彼らが株外の菜種商人としてまた絞油屋として成長することは明らかである。したがって、この国訴以後も絞草をめぐって、絞油屋仲間と百姓との争いがしばしばみられた。例えば、文化元年（一八〇四）葛下郡各村々百姓惣代と油屋の争いがあり、⁽⁸⁾文政二年（一八一九）には、油屋株仲間より「近來郡中仲間之外無株素人之者勝手儘ニ近在村々百姓方々菜種買集メ専ラ他所へ売捌」⁽⁹⁾くので、仲間間渡世の差支えになるから旧來のごとく彼らの菜種取扱を禁止されたいと願出している。さきにもふれた大阪中心の絞油統制から地方絞油業の発達を容認奨励する政策に轉換した幕府の天保三年（一八三二）の油仕法改正により、天保四年（一八三三）山城、大和、近江、丹波では絞油屋新株をみとめると共に、⁽¹⁰⁾大和の絞草売捌についても旧來とちがって大阪、摂河泉播の油屋ならびに大阪、堺、兵庫兩種物問屋に勝手次第売捌いてよいとされた。⁽¹¹⁾大和の絞油業は天保株解放後、明治十年代までが最盛期であったといわれるとすれば、この国訴によって、一国限りとはいえ、一応の菜種販売の自由を確保したことにより、天明以後も大和の菜種作は発展していったものと考えられよう。その点、安永二年らしいの国訴の敗北によって、産綿の自由な売捌をとざされた大和の綿作が前章にみたように衰退するのに反して菜種作はことなつた姿をとつたものといえないだろうか。

〔註〕

(1) 保井文書、また小野恵美男「大和における近世絞油業の発達」ヒストリア、十二号、昭和三十年五月。

(2) 小野、前掲論文。

(3) 「大和古瀬村近世文書」一七六一—一七七頁。

- (4) 「御触書天明集成」八六八―八六九頁。
- (5) 以下の史料は「大和古瀬村近世文書」一七三―一九九頁所収文書による。
- (6) なおつぎの例をあげておく。天保十三年の平群郡東安堵村の諸商職人のうち種粕屋二軒は庄屋及び年寄である（保井文書）
- (7) 天明元年五月十五日「乍恐御歎奉申上口上書」、「大和古瀬村近世文書」一八四―一八五頁。
- (8) 小野、前掲論文。
- (9) 文政二十年十月「乍恐奉願口上書」、保井文書、これについても小野前掲論文参照。
- (10) 「御触書天保集成」下、六六九―六七五頁。
- (11) 右同書、六七六頁。
- (12) 小野、前掲論文。

六

さて最後に、大和の国訴として文化三年（一八〇六）の「大和国惣百姓」の「願上口上書」を紹介してみよう。⁽¹⁾はじめにいっように、この「口上書」を国訴関係の史料と考えるのには疑問があるが、一応ずつとのべて来たことに関連し、幕末における大和の経済構造についての問題点がでているとおもっているので、ここでとりあげてみたい。すこし長いが全文を紹介しておく。

乍恐奉願上口上書

大和国惣百姓

天下太平之御恩徳仰も中々余り有申上。恐多キ御事ニ候得共併当時百姓一統困窮仕候次第不奉申上も無本意之事ニ存候得ハ不願恐茂一書ニ仕奉備御高覧上

一、御料二割半御增高以來百姓次第ニ相弱申候。尤大和國ハ土味能之上田地喜盤之如き土地ニ候得者荒秣場無數御年貢高成(虫くじ)□

細ニ而百姓之德地無數御增高以來百姓格別弱申候而今年御年貢直段上米三匁高ニ被為仰付困窮之百姓途方ニ暮罷在(虫くじ)事

一、当國之高山(虫くじ)□□他國ニ茂(虫くじ)□于魃ニ困水溜池無數依之旱損之愁度々ニ及(虫くじ)。是全在来溜池地ハ其村々之勝手ニ付多田地を

潰し堀池故自溜水少々旱魃ニ不行届旱損仕(虫くじ)。今はを改四方之山其谷々順々(虫くじ)与塞□仕(虫くじ)得者春夏秋冬も雨水を湛御料御私領

寺社領も無偏田数を斗量格分ニ溜置夏百日之用水ニ致(虫くじ)得者可成旱魃も相凌可申(虫くじ)。且又洪水之節ハ川堤切損申事も可少(虫くじ)。

就夫池床(虫くじ)□本田被成旱損も不仕水論之費も無御座(虫くじ)。御上様之御益も不少(虫くじ)。誠水ハ万物生育之根元百姓無水(虫くじ)而ハ出精も

難成(虫くじ)。仰願ハ定被為御賢慮巡右願御赦免被成下(虫くじ)ハハ広太之御慈悲ニ御座(虫くじ)事

一、當時商人職人ハ能栄へ百姓ハ段々与勝手悪敷様ニ成申ニ付百姓を厭(虫くじ)ひ商人職人与成奉公仕(虫くじ)得者も百姓嫌(虫くじ)ひ申(虫くじ)より給銀次

第二高ク相成四反之作徳一人之男奉公人ニ遣申(虫くじ)故田地□□所持仕(虫くじ)得者年々ニ倒申(虫くじ)故銘々家内養育仕(虫くじ)得田地を捨物ニ

致し商人職人と成らん事を思慕時節与成申(虫くじ)。依之次第ニ百姓仕(虫くじ)得者退心相起末如何可仕(虫くじ)得者百姓一統安心も無御座(虫くじ)。尤

百姓ニ商売を兼(虫くじ)土地歟或ハ水之勝手能葛上郡長谷川筋之百姓ハ一難を外連可申(虫くじ)事

一、當時(虫くじ)□女を抱木綿持仕(虫くじ)得者有之依之女奉公人無數御座(虫くじ)。尤木綿持ハ百姓間之手業(虫くじ)得者一家一軒ニ一機之外仕間敷様被為

仰付度奉願上(虫くじ)。家勝ニ女を抱織出し申(虫くじ)より木綿之直段下直ニ而百姓方其手段を失(虫くじ)ひ申(虫くじ)事

一、百姓之間之持ニ糸を續売(虫くじ)糸代金を以買取申(虫くじ)得者此損分不少(虫くじ)間己来錢ニ而も通用相場を以買取申様被為仰付度奉願上(虫くじ)

一、仙台通宝錢至而薄ク己連安ク損分不少(虫くじ)。一錢も交(虫くじ)セ(虫くじ)事禁制被仰付度奉願上(虫くじ)事

一、天下之極印御座(虫くじ)金銀吟味強難洪仕(虫くじ)得者何卒難洪不申様被仰付度奉願上(虫くじ)事

一、肥之佃昔時与違一倍高直相成其上紛敷肥シ多出真偽難分百姓一統困(虫くじ)事

一、稻之粕者至而立毛之毒ニ相成(虫くじ)是を打破リ種粕交(虫くじ)セ(虫くじ)売申(虫くじ)由

一、油之たり粕ハ何程多く立毛ニ置(虫くじ)得者而肥ニ成不申(虫くじ)是ニ米之糠を交(虫くじ)セ(虫くじ)売申(虫くじ)由

一、関東より積登リ(虫くじ)胡麻粕きき薄ク色白ク御座(虫くじ)事

一、大阪ニ而出来_レ古米之糠を牛馬之飼料ニハ相成不申_レ由皆々關東へ積下_リ由是金肥之交セ物と成_レ様宜敷御吟味被成_下度奉願上_レ事

一、干鰯ハ石ニ小砂を交セ或ハ水ニ而湿シ真味ヲ失ハセ_レ故干鰯一向きき不申_レ事

一、落毛之油を取り糠を交セ申_レ諸之肥類皆手術を仕交物を致_シ故真偽難分百姓一統必至与難立_レ行_レ都而御甘味被成_下管御慈悲之奉仰御賢慮_レ事

一、油直段下直ニ御座_レ故種粕之直段高直ニ相成百姓必至与相統難成_レ。昔時寛延年中迄者油之直段高直ニ而有_レ之_レ也只今ニ而者五拾匁_方六十匁迄高直ニ相成申_レ。是全油之直段下直ニ御座_レ故種粕之直段高直ニ而諸之肥類是ニ准シ高直ニ相成_レ。

何卒古米之通油之直段四百目已上ニ御定被成_下ハハ肥之直段下直ニ相成困窮之百姓立直_リ可申_レ。尤油之直段高直に而者繁花之地者不勝手ニ御座_レ得共百姓困窮仕_レ故、田舎者家数人別相減繁花者人別家数次第二相増申_レ。是全百姓困窮より商人職人与相成_レ事与奉存_レ。商人職人も多御座_レ而者自然与利薄ク相成_リ繁花も行詰_リ申事も可有_レ之_レ。昔時之通り油之直段高直ニ相成_レ得者肥之直段下直ニ相成困窮之百姓一ツ者立直_リ可申_レ。又商人職人与相成_レ者も自百姓ニ立婦_リ農工商各得其処_レ事

右水人肥之三ツ之事者百姓之基根本ニ而一ツ闕_レ而も立毛相統難成何卒願之通被成_下御公儀様之御威光御慈悲を以急度被_レ為仰被_下度奉願上_レ事

一、百姓困窮仕_レより農業を捨繁花之地へ奉公ニ出或者博奕を事とし遊民と成_リ或者致方なく出奔仕或者自然与潰_レ者高皆願高地ニ而村持と成_リ其損合高掛_リニ相成困窮之百姓難_レ洪_レ仕_レ事

一、当时之風俗花美ニ相成_リ高持水吞奉公人之衣類無分一統難_レ洪_レ仕_レ。女童之類下ニ者制仕_レ事も難_レ出事_レ。尤庄屋年寄ハ格別五十石高持之百姓何之衣類を着シ十石高持之百姓者何之衣服を着シ申_レ与国中一統御公儀様之御威光御敝命之御触被成_下仕_レ者国中一統暮安ク不時之費も無之_レ前段奉申上_レ仕_レ村持高損合懸_レも右之仕方ニ而夫々相片付可申与奉存_レ事

一、御運上御由緒無之(一)分御益百姓より奉指上無株ニ被仰付被下度奉願上(二)。尤油株御運上者百姓之至而害に相成(三)油屋肥屋与馴合色々手術仕(四)ものを致し(五)。悪敷事も難出来道理と奉存(六)事并牛博勞御運上御座(七)牛之佃次第ニ高直ニ相成百姓之甚差支ニ御座(八)得者無株ニ被為仰付度奉願上(九)。諸運上縮勉皆百姓ニ相掛リ候得共右願通被為仰付被下度奉願上(十)事

一、都而御益場所者何之御制も緩御座(十一)事

一、町場者格別在所ニ而商売を兼(十二)有者有之(十三)在所ハ百姓斗リニ致し申度事ニ奉存(十四)事

右奉願上(十五)ハケ条之儀者百姓一統夜ニ泣日ニ歎片時も難忘事ニ(十六)得者表ノ願通御憐愍を以御聞届被為成下急度被為仰下被下候ハハ国中百姓一統難有仕合之儀奉浴御恩決之厚天下太平益御武運長久と可為御功德候恐惶誠恐謹可奉言上候

文化三年寅三月

大和国惣百姓

右の内容を簡単に簡条書に要約すればつぎのごとくである。(一)御料二割半増高(二)いらい百姓一統困窮しているが、大和はとくに水不足の土地柄であるので、四周の山に堤(ダム)をつくって水の便利をよくしてほしい。(二)現在百姓は勝手悪く商人職人が栄えている。百姓の商人化をうながすような状況に反対する。(三)百姓兼業の木綿稼の値段下落防止のため、木綿稼の專業化を防ぐ。(四)績絲代銀の支払は錢の通用相場をもつてされたい。(五)通貨良質化の方策をとられたい。(六)交せ物等のため諸金肥の質が落ちてゐる。その点を吟味されたい。(七)油値段下落のため種粕高値となり、百姓難渋している。旧来の通り油値段四〇〇目以上に定められたい。油高値になれば都会は困るだろうが、都市人口が増大せず、結局はそのため都市の商人職人も帰農し、農工商おのおのそのところをうる。(八)百姓困窮すると奉公などで都会に出、あるものは遊民ともなる。また潰百姓の跡地は村持となり、そのためさらに困窮化する。(九)風俗華美であるので、百姓各層それぞれの衣類の規制をしてほしい。(十)油株、牛博勞株を廃止されたい。(十一)兼商を排し在所は百姓のみにしたい。

以上の十一項目にならうが、具体的には(甲)項で油株の廃止を要求し、(乙)項で油値段についていつているのみで、その他の項目では「水・人・肥」は百姓相統の根本だとして、用水不足解消のためダムをつくること、百姓の商人化を排すること、肥料品質の改善などをのべている。そしてそれはいずれも抽象的な現状分析に終わっている。しかし一面では封建制下の農本主義よりする現代政治批判といえないこともない。

この「大和国惣百姓」の願上書が、どのようなプロセスでつくられ、どこに提訴され、実際どのような運動としておこなわれたのかは一切不明である。願書の文首および文尾をみると、農民のこの種の願上書などにはみられない言葉もあるので、あるいは一個人の単なる文章にすぎないとも考えられる。

しかしそのようなものであるにしても、文化期における大和の農民の関心事、要求が一応しめられているとすれば、つぎのように考えられまいだろうか。すなわち、大和は畿内の一国として、早くから綿・菜種を中心として商業的農業が展開した。ところが摂河泉と比較して、用水、運輸その他の条件から全国市場への投入条件が有利でなく、綿作においては江戸時代中期以降その発展が停滞し、菜種作においても、前述のように幕末での発展は考えられるとはいえ、幕府の強い統制と、やはり前期的資本に制約され自由な発展をとげることができなかった。菜種生産は第二章でのべたように明治七年三五〇〇〇石、明治十六年作付二九〇〇〇町歩、明治十七年六三三七町歩五四〇〇〇石という数字をもっているが、これらは安永二年の七万石という産出にくらべるとやはり減少の傾向をみなければならぬ。それは綿作のごとくでないが、綿・菜種とも減少し大和の商業的農業は全般として衰退傾向をしめしていると考えられる。そういうなかで農民層の分解はどのような姿をみせるのか、これをしめす明確な材料をもちあわさないが、注記する十九世紀以降の若干の村々の高持と無高の比率から考えれば、摂

河のような分化はみられない。徳川時代後期の和の農業は、相対的にいって、特有作物による商業的農業の発展はとどめられ、米作を主流とする農業が展開したとおもわれる。文化三年のこの願上書には、商品作物にたいする関心があまりしめされていないのは、そうした状況に対応するものではなからうか。

〔註〕

(1) 保井文書。

(2) 郡山藩では寛永六年領内一円に二

割半無地高増をおこなっている〔郡

山町史〕三六〇頁)。ここでは天領で

の延宝検地をさすと思われる。

(3) 断片的だし、村によって事情はこ

となるのであるが、幕末のころの平坦

部各村の高持、無高の数をしめすと下

表のようである。

年 代	村 名	高持	無高
		人	人
文化元年	十市郡吉備村	44	2
天保4年	広瀬郡弁財天村	39	9
弘化2年	式下郡中村	47	16
嘉永2年	葛下郡内膳村	12	1
〃	葛上郡井上村	30	2
安政6年	平群郡西向村	16	1
文久3年	添下郡常福寺村	34	3
〃	〃 北新村	16	2
元治2年	式下郡武蔵村	35	5
〃	広瀬郡笠村	53	11
慶応3年	葛下郡神楽村	39	9
〃 4年	〃 田井村	38	10
〃	添下郡疋田村	68	16
明治2年	〃 西大寺村	41	3
〃	平群郡小明村	39	13

各村の明細帳、五人組帳、高反別帳その他による。(保井文書)